



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	宮崎県	所在地	〒885-0555		
市町村名	都城市		宮崎県都城市姫城町6街区21号		
消防団事務所管	都城市総務部危機管理課	電話番号(直通)	0986-23-2129	FAX	0986-26-0759
消防団名	都城市消防団	メールアドレス	dan@city.miyakonoio.miyazaki.jp/		

組織	分団数	14	分団
	うち機能別分団数	0	分団
	方面隊数	8	隊
	部数	71	部
	班数	0	班
団員数	条例定数	1,511	人
	実員数	1,382	人
	男性団員数	1,332	人
	女性団員数	50	人
	基本団員数	1,382	人
	大規模災害団員数	0	人
	その他の機能別団員数	0	人
職業構成別団員数	国家公務員	1	人
	地方公務員	212	人
	都道府県職員	34	人
	市区町村等職員	178	人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	4	人
	農協職員	4	人
	日本郵政グループ	7	人
その他	1,158	人	
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	14	台
	水槽付消防ポンプ自動車	15	台
	小型動力ポンプ付積載車	58	台
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	5	台
	手引き動力ポンプ	0	台
消防団活動事例・PR等	報酬額(階級:団員)	年額 50,000	円
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額 36,500	円
	出動手当	火災 1,000 円 風水害等の災害 1,000 円 (参考)交付税単価 7,000 円/回	

ホームページURL <https://www.city.miyakonoio.miyazaki.jp>

SNSアカウント

【組織概要図】

都長官

- 都城南部分方面隊長
 - 五十市・西分団
 - 第1部 今町・大塚田
 - 第2部 狐塚・平塚・五十市・中尾
 - 第3部 藤原・南藤原・藤原・久保原
 - 第4部 横町・南横町・都原(一部)
 - 中郷分団
 - 第40部 上・下家久・藤田
 - 第41部 大塚・長島・弘川・藤
 - 第42部 高野原・江崎寺
 - 第43部 川内・塚坂
 - 第44部 葉野・石原
 - 第45部 大瀬
 - 第46部 藤原
 - 第47部 城見石・水橋
- 都城中部分方面隊長
 - 予防・啓発分団
 - 女性部
 - ラッパ部
 - 妻ヶ丘分団
 - 第5部 天神・藤原・甲野・奥町
 - 第6部 上妻・妻ヶ丘・花崎・石原・藤原
 - 第7部 横町・南横町・都原(一部)
 - 姫城・小松原分団
 - 第8部 下長坂
 - 第9部 松元・西・甲斐元・姫城・八幡
 - 第10部 宮上・上野・6田町
 - 第11部 谷比田・大塚田・都原(一部)
 - 稻吉・小松原分団
 - 第12部 大塚・平江・前田
 - 第13部 小松原・赤・北原
 - 第14部 上川原・稲吉・下川原・平町
 - 第15部 都原・江野・草水・神之山
- 都城北部分方面隊長
 - 舟水分団
 - 第16部 都北・金田
 - 第17部 大船場
 - 第18部 高木
 - 志和池分団
 - 第19部 野々谷
 - 第20部 上水渡
 - 第21部 下水渡
 - 第22部 岩瀬
 - 第23部 丸谷
- 都城西部分方面隊長
 - 丘内分団
 - 第24部 乙原
 - 第25部 甲田
 - 第26部 川崎
 - 第27部 鶴之尾
 - 第28部 西原・町原・東原
 - 第31部 今藤
 - 第32部 千早
 - 第33部 宮島
 - 西島分団
 - 第34部 上・下・境川内
 - 第35部 高野・大塚・都原(一部)
 - 第36部 田野
 - 第37部 折田代
 - 第38部 牛の原・都原(一部)
 - 第39部 上・下馬渡

山田分団

- 山田分団
 - 機動本部 山ノ口金城(★職員構成)
 - 第1部 藤・青木
 - 第2部 花木
 - 第3部 下富吉
 - 第4部 上富吉
 - 第6部 矢野
- 高城分団
 - 本部 町
 - 第1部 大井手
 - 第2部 桜木
 - 第3部 町内金城(★職員構成)
 - 第4部 榎浦
 - 第5部 石山
 - 第6部 有木
 - 第7部 田家
- 山田分団
 - 本部 山田金城・高杉・脇之馬場・長谷(★職員構成)
 - 第1部 牛倉・藤原・豊島・乃々原・田中・和田上・倉平・藤行
 - 第2部 石原田・上藤原・平山・瀬之口・百原・中村
 - 第3部 竹屋・大古川・浜之原・上尾川内・下尾川内・池之原・北田
 - 第4部 三江・山内・谷道
- 高崎分団
 - 本部 高崎全体(★職員構成)
 - 第1部 大牟田
 - 第2部 藤原
 - 第3部 前田
 - 第4部 江平
 - 第5部 栗島
 - 第6部 富水

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。